

# 中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年5月11日

場 所 第5委員会室

平成22年 5月11日(火曜日)

午後1時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 「中山間地域」について
2. 地域振興立法（5法）及び農林統計上の中山間地域市町村一覧
3. 今後の中山間地域対策について
4. 集落の現状に関する調査結果について

○協議事項

1. 委員会の調査事項等について
2. 調査活動計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（12人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		野辺修光
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のために出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下健次
県民政策部次長 （政策担当）	土持正弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	江上仁訓
総合政策課長	永山英也
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	山内武則
情報政策課長	金丸裕一

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、まず、執行部により、当委員会の設置目的に関する現状等につきまして概要説明をいただきます。その後、調査事項及び調査活動計画について御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 分休憩

---

午後 1 時 3 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部においていただきました。

初めに一言ごあいさつを申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました小林市選出の宮原義久でございます。私ども12名がさきの県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくこととなりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が宮崎市選出の前屋敷恵美副委員長でございます。

続きまして、皆様から見て左側から、西臼杵郡選出の緒嶋雅晃委員です。

日向市選出の黒木寛市委員です。

西都市・西米良村選出の押川修一郎委員です。

宮崎郡選出の河野安幸委員です。東臼杵郡選出の黒木正一委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、串間市選出の野辺修光委員です。

延岡市選出の田口雄二委員です。

日南市選出の高橋透委員です。

延岡市選出の河野哲也委員です。

児湯郡選出の坂口博美委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

それでは、執行部の幹部職員の紹介及び概要説明をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども県民政策部は、県民起点の政策立案あるいは総合的な政策推進機能に加えまして、県民生活に直結する施策を一体的・効果的に進める組織でございますが、中山間地域対策につきましては、平成20年度から重点施策に位置づけておりまして、中山間・地域政策課を中心に、各部局、関係各課と連携を図りながら、積極的に施策・対策を進めているところでございます。中山間地域の活性化を図るため、今年度も職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様の御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、出席者、座って紹介させていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお願いいたします。

本日、県民政策部において、主に中山間地域対策に係る事業を実施している課長が出席しております。

政策担当次長の土持正弘でございます。

県民生活担当次長の江上仁訓でございます。

総合政策課長の永山英也でございます。

総合交通課長の中田哲朗でございます。

中山間・地域政策課長の山内武則でございます。

情報政策課長の金丸裕一でございます。

県議会担当、総合政策課調整担当主幹の横山浩文でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、中山間地域対策に係る体制の整備等につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

中山間地域は、森林の整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源の涵養など、県民の生活を守る重要な役割を果たしている一方で、過疎化、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、地域活力や多面的機能の低下が懸念されているところでありまして、特に山間部の小規模集落においては、維持・存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題となっております。

こういった中で、県議会におかれましては、平成19年度に中山間地域振興対策特別委員会を調査を実施されまして、知事に対し、「中山間地域対策を強力に推進する組織体制の整備を図るべき」などの御意見をいただいたところでございます。

このため、執行部におきましては、平成20年に県民政策部に中山間・地域対策室を設置いたしますとともに、知事を本部長として全部局長から成ります中山間地域対策推進本部を設置いたしまして、組織体制の整備を図ったところであります。その上で、県内の過疎地域等市町村の集落等に係る実態調査の結果や庁内各課及び中山間地域市町村との意見交換を踏まえまして、その課題と施策の整理を行い、この推進本部で今後の中山間地域対策の方向性を決定したところでございます。

具体的には、1つ目には集落の活性化、2つ目には日常生活の維持充実、3つ目には産業の振興、この3つを柱といたしまして、体系的かつ効果的に対策を講じることとして、各部局及び関係機関と連携して対策を進めております。さらに、今年度からは、新たに鳥獣被害対策を4本目の柱として加えたところでございます。

今後とも、国や関係市町村とも連携を図りながら、地域の実情に応じたさまざまな施策を総

合的に講じながら、継続的に中山間地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

**○山内中山間・地域政策課長** それでは、まず初めに、中山間地域の定義、地域指定について御説明いたします。

お手元の委員会資料の3ページをお願いいたします。

中山間地域とは、辞書によりますと、「平野の周辺から山地に至る平坦な耕地が少ない地域」とされております。また、法律の中では、食料・農業・農村基本法においては、中山間地域そのものではなく「中山間地域等」として、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業者の生産条件が不利な地域」と規定されております。

次に、2の地域指定についてであります。

地域指定につきましても、全国的に統一された基準はありませんが、地域指定を行っている県におきましては、主に次の2つの考え方がベースになっております。

1つは、①の農林統計上の農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域をいうもの。ここで、資料の訂正を申しわけありませんがお願いいたします。①のすぐ下、中間農業地域の解説のところですが、一番右端に平野率と記載しておりますが、これは林野率の間違いでございます。おわびして訂正をさせていただきます。まず1つが①の考え方です。

それから、②としまして、もう1つ、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法や山村振興法等の「地域振興5法」に基づく地域を指定地域とするものであります。

これを県内の市町村に当てはめてみますと、5ページをちょっとお開きいただきたいと思えます。地域振興5法、左の上のほうに地域振興立法上の分類とありますけれども、これのすぐ右側の5法対象の欄をごらんいただきたいと思えます。ここについては、地域振興5法上の分類のいずれかの指定地域であって、それが町村全域の場合は黒丸が表示してあります。一部であれば黒三角で表示しております。

それから、一番右側の中山間とございますところの表の右側の農林統計上の分類のほうで、中間農業、それから山間農業のいずれかに市町村の全部が対象になっていれば黒丸で、一部であれば三角というふうな表示がしてあります。これが全体の一覧で市町村ごとにつけております。

申しわけありませんが、再度戻っていただきまして、3ページにお戻りいただきたいと思えます。

それから、申しおくれましたけれども、過疎法につきましては、ことし3月に6年間の延長が決定されておまして、今後、県として過疎計画等を策定することになっております。

3ページの3のところでございますけれども、本県における中山間地域の定義及び地域指定の考え方であります。

①の部分ですけれども、中山間地域の定義としまして、「地域振興5法の指定地域を基本として、地理的条件に加え、生産・経済的条件が不利で、各種振興が必要な地域」としております。このような定義としました理由としましては、過疎法など地域振興5法の指定地域は各種振興が必要な地域であること、それから食料・農業・農村基本法において、中山間地域そのものではありませんが、地理的条件に加え生産・経済

的条件が不利で各種振興が必要な地域とされていることなどから、以上のような定義をしているところであります。

地域指定につきましては、②にありますとおり、統一的な指定は行わず、各分野において各種中山間地域対策を実施する際、各々の施策の対象とする地域を個々具体的に定めることとしております。地理的条件とか生産・経済的条件が不利かどうかについては、同一市町村内にもさまざまな条件の地域が混在している状況にあることや、中山間地域対策は、産業の振興、福祉の向上、交通・通信体制の整備など多岐にわたっているため、各分野で振興が必要な地域は必ずしも同一ではないため、施策ごとに対象地域を指定して実施することにより、より効果的な成果が期待されることから、統一的な指定は行っていないところであります。

次に、資料は飛びますけれども、13ページをお願いいたします。

集落の現状に関する調査の結果について御説明をいたします。

この調査につきましては、県が平成19年度に実施したもので、既にその結果につきましては県議会に御報告をさせていただいたものでありますけれども、データとしては直近のものとなりますので、簡単に概要を説明させていただきます。

まず、13ページ、1の目的にありますように、この調査は、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握し、今後の集落整備のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に実施したものであります。

調査は、大きく分けて、基本調査と特定調査の2種類を実施しております。基本調査は、県内の過疎地域等市町村に対し、集落の現状や集

落対策、課題等について調査したものであります。特定調査は、集落の代表者や集落の住民の方を対象に調査したものであります。

14ページをごらんいただきたいと思ひます。

基本調査の結果概要であります。

①としまして、過疎地域等における集落の現状としましては、アのところですけれども、県内の過疎地域等市町村の集落数は1,243で、前回の調査、これは平成13年に実施した調査ですが、調査対象を過疎法指定地域のみとしていたことから、今回の調査とは単純比較はできないんですが、イにありますとおり、前回の調査と比較可能な852集落のうち、人口が減少した集落が約80%の664となっております。

ウのところですけれども、高齢化率が50%以上の集落は104です。高齢化率30%以上の集落は800集落で、全体の65%となっております。これも前回と比べますと、20%増加しております。

次は、エのところですけれども、全体的に人口減少や高齢化が進行しており、特に山間地集落においてその傾向が顕著となっております。

次に、②としまして、集落機能の維持状況については、アのところですが、集落機能の低下、または維持困難となっている集落は93集落で、このうち80%に当たる73集落が山間地集落となっております。

次に、③としまして、集落機能の今後の可能性につきましては、アのところですが、今後、機能の低下が予測される集落は185で、うち約70%に当たる125集落が山間地集落となっております。

また、イのところですが、185集落のうち、小規模化、高齢化した集落や山間地にある集落において、今後、集落機能の低下が予想される割合が高くなっております。

最後に、④として、集落で発生している問題として、アのところに、耕作放棄地の増大、獣害・病虫害の発生、森林の荒廃となっております。

また、イのところですけれども、国が行った同様のアンケート結果と比較しますと、不在村者有林の増大でありますとか獣害・病虫害の発生、伝統芸能の衰退の発生割合が高くなっております。

その隣の15ページから19ページに、今申し上げた内容にかかわるデータを掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思ひます。

特定調査の結果についてであります。

特定調査は、集落の代表者に対し、農村の現状や将来の予測を調査するとともに、基本調査で把握した集落のうち、人口増減率や高齢化率など特徴的な集落を抽出し、その集落の住民に対し意識調査を行ったもので、まず、21ページから24ページが現状調査です。そして、25ページから29ページが意識調査の2本となっております。

まず、現状調査についてであります。

22ページをお願いいたします。

(1) 生活環境等の利便性の重要度を5段階で尋ねた質問でございますけれども、「重要」と答えた割合が最も多いのが、棒グラフの一番上のところ、「病院や診療所等の利用が便利になる」で81.2%、次いでその下の「福祉施設や福祉サービスの利用」が80.4%、「近くに働く場所や機会が創出される」が79.8%となっております。

23ページをごらんください。

(2) 集落機能についてですが、まず①の社会的共同生活の維持について、集落で共同作業

や冠婚葬祭などを行う上で支障があるかについては、円グラフのその黒い表示のところですが、**「支障が出ている」**という答えが60.7%となっております。

また、②の集落の支障が出ている内容を尋ねたところ、棒グラフの一番上ですが、**「道路の草刈り」**が最も多く、次いでその下の**「水路の清掃」「葬儀の実施」**となっております。

24ページをお願いいたします。

③の今後の集落機能について尋ねたところ、円グラフの白い部分、**「機能が低下する」**が55.7%、その左上ですが、**「機能が著しく低下する」**が18.6%という結果となっております。

その下、④の集落機能を維持する方法については、棒グラフの一番上ですが、**「集落住民のより一層の参加による集落機能の維持」**が51%となっております。

25ページをごらんいただきたいと思います。

次は、意識調査の結果であります。

これは、人口増減率や高齢化率等に着目して抽出しました44集落の住民に対して行った意識調査の結果であります。

26ページをお願いいたします。

(1) 集落の生活について、①の集落の生活の満足度については、円グラフの白い部分とその左上の部分になりますけれども、**「少し不満」**と**「かなり不満」**を合わせますと、約6割の方が満足していないという結果となっております。

②の集落の生活の不満の内容は、棒グラフの一番上で**「病院や診療所などの利便性」**を挙げた方が60.1%と最も多く、次いでその下の**「日用品などの買い物の利便性」「バスなどの交通の利便性」**となっております。

27ページをごらんください。

(2) の今後の居留意向についてです。

①の将来（今後10年程度）の居留意向については、棒グラフの一番上ですが、**「住み続けたい」**というのが70.6%と最も多くなっており、②の住み続けたい理由で、これも棒グラフの一番上からですが、**「自然環境がよい」「先祖から引き継いだ家や土地を守る必要がある」「住んでいる人の人情や気風がよい」**の順となっております。

28ページをお願いいたします。

逆に住み続けたくない理由は、棒グラフ一番上ですが、**「日常生活が不便」**という回答が76.7%と最も多く、次いでその下、**「地形的に災害発生のおそれ」「仕事など将来の見通しの不安」**となっております。

29ページをごらんください。

(3) 定住促進のための改善点です。

若者や後継者が定住するためには地域がどうなればよいかという問いに対しまして、棒グラフの一番上ですが、**「近くに働く場所や機会が創出される」**が57.9%と最も多く、次いでその下、**「病院や診療所などの利便性」「道路の状況」**となっております。

以上が集落の現状に関する調査結果の概要であります。

もとに戻っていただきまして、恐縮ですけど、7ページをお願いいたします。

これは、今後の中山間地域対策の取り組みを体系として取りまとめたものであります。今御説明しました集落の現状に関する調査結果や平成20年に実施しました庁内関係各課や市町村との意見交換を踏まえ、その課題と施策の整理を行い、知事を本部長とし、全部局長から成る中山間地域対策推進本部を設置した上で、平成20年の12月に今後の中山間地域対策の方向性を本部として決定したものであります。

具体的には、「集落の活性化」「日常生活の維持・充実」「産業の振興」という3つの柱に沿って実施していくことで方向性を整理し、これまで全庁的に取り組みを行ってきたところであり、今年度は、中山間地域で特に深刻な課題となっております「鳥獣被害対策」を新たな4本目の柱に加え、部局連携のもとに中山間地域対策をより一層推進していくことを決定しているところでもあります。

それでは、資料に沿って説明いたします。

まず、1本目の柱としまして「集落の活性化」を掲げているところでもあります。

中段の点線枠のところですが、集落は住民生活の基本的な地域単位であり、先ほど説明しました集落の現状に関する調査結果として、繰り返しになりますが、高齢化の進行や過疎化、中山間地域の60.7%の集落で社会的共同生活の維持について支障が出ているとの回答などから、集落の活性化に視点を置いた取り組みが必要と考えているところでもあります。

集落の活性化に当たりましては、集落の住民が自分たちの集落の課題や将来像についてみずから考え、行動することが重要であると考えておりまして、1-1として「内発的な活力の向上」を設定しております。一方、その集落住民のみによる取り組みには限界があるため、地域住民はもとより、地域外の住民も含めた多様な主体の参画も重要でありますので、1-2として「都市からの支援と交流」を設定し、点線枠の中段、3行目ぐらいですが、「地域連携グリーン・ツーリズムビジネスモデル支援事業」などにより地域を支援していくこととしております。

次に、8ページをお願いいたします。

一番上ですけど、2本目の柱として「日常生活の維持・充実」を掲げております。

住民が安心して日常生活を送ることができる手だてを講じるため、おのおのこの枠の中の頭に出てきておりますけれども、中山間地域に住む集落住民から要望の高い5つの課題、まず、生活していく上で病気、けがへの対応として、2-1としまして「医療の確保」、それから日用品などの買い物の対応として、2-2ですが、「生活必需品等の円滑な調達」、バスなどの足の確保、国県道、農林道を含めた生活道路等の整備として、2-3ですが、「生活交通の確保」、携帯電話が通じないことなどに対する情報通信環境の改善として、2-4として「情報通信網の整備」、そして9ページですが、中山間地域は特に地形的・自然的条件から土砂災害等の自然災害を受けやすく、住民が安全・安心に暮らしていくためにも治水対策等の推進を図る必要から、2-5として「安全で安心な暮らしの確保」を設定したところでもあります。

次に、3本目の柱としまして「産業の振興」を掲げております。

中山間地域の活性化につきましては、何といましても所得の確保・向上が必要であり、そのためにも中山間地域の基幹産業であります農林業の振興が大事であります。農政水産部、環境森林部におきまして、農業の振興及び林業の振興を図るため、3-1「農業の振興」として、地域に適した農業の生産振興、多様な担い手の育成・確保など、10ページですが、3-2「林業の振興」としまして、環境を守る多様な森林づくり、新たな木の時代を築く林業・木材産業づくりなどの各種施策を推進していくこととしております。また、3-3ですが、「新たな産業の創出」としまして、今年度新規事業であります「中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業」などにより、地域の資源を活用した新たな起業



等による雇用創出の支援に取り組んでいくこととしております。

最後に、4本目の柱として「鳥獣被害対策」であります。

鳥獣被害対策につきましては、11ページの囲みの中に記載しておりますとおり、その被害額は平成20年度は2億7,000万円となっております。被害の増加により生産意欲が減退しており、早急な対策が必要な中山間地域における大きな課題であります。これまでの鳥獣被害対策は、2行目ですけど、主に防護さくの設置と捕獲を中心に進められてきましたが、4行目ですけども、新たな視点に立ち、地域を挙げて鳥獣被害対策を推進することが重要であり、集落住民全員が取り組むための体制の確立と集落住民の意識の改革に向けた取り組みを行うこととしております。具体的には、収穫を終えた野菜でありますとか集落にあるえさ場の撤去、徹底した追い払いなどを集落みんなで勉強して、集落みんなで取り組む体制や意識改革に向けた取り組みを行うものであります。今後とも、より一層、関係各々が連携して、総合的・重点的に取り組んでいきたいと考えております。

課題と方向性については以上であります。

次に、Ⅱ、11ページ中ほどの対策の進め方としまして、地域の活性化に向けた骨太な取り組みを積極的に推進しようとする地域に対し、関係部局が連携して、各種施策を投入して、宮崎モデルの成功事例を創出する体制を整備し、事業を実施することとしております。

最後に、12ページでありますけれども、これは今御説明いたしました対策の方向性に従い、平成22年度に各部で実施します主な事業の一覧になっております。後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○緒嶋委員 県はいろいろと中山間地域振興対策を系列的に充実させてきておられることには敬意を表しますけれども、現実はそのと裏腹と言ってはなんですが、やはりまだ中山間地は衰退の一途をたどっておる。特に有害鳥獣を含めて、その対策に追われて、本当に、それこそ口蹄疫じゃないが、どうしていいかわからんというぐらいに皆さん苦勞されておるわけですよ。それで、中山間地のそれぞれ町村もそれなりに努力されておりますけれども、やはり生活を継続するだけの所得というか、職場も含めて、これにもありますけれども、そういうものを、定住できる、そういう条件をいかに確立するかということ強く模索しながら進まなければ、受け売りの施策では、これは日本全国少子高齢化の中で、ますます条件不利なところが多くなるわけですので、そういう中でなかなか決め手というか、その地域、集落を集積させるとか、いろいろなことを考えながら進まなければ、1戸、2戸の住宅を守るという対策は容易ではない。そのことが、学校なんかの統廃合も進めなければ子供もいないと。そういうことで、地域によっては拠点も失いつつある。だから、林業の振興も衰退してきておるといような中では、中山間地で働く場所をどう見ているか。今後は温暖化の中で、山村に対する、そういう森林資源に対する支援等も含めて、働き場所をどうつくっていくかと、そこに定住できる、生活できる条件をどう整えるかというようなものを、強く県の指導、国の指導もですが、持っていかなければ、なかなか、道路を整備したとかいろいろやっ

てもどうにもならない。働く場所をどう中山間地に、やっぱり宮崎県でも企業誘致は都市中心であるわけであって、ここ10年間、1社も中山間地には企業が進出してきていないというような状況の中では、職、働く場所がなくなる。だから、後継者も都会に出らざるを得ないという中でありますので、いかに働く場所を田舎につくるかということが大きな課題になるので、21世紀はそういうものを含めて、全県的な働く場所を中山間にいかに求めるかというようなことに重点を置くべきだと思うんですけど、このあたりは県民政策部としてはどういうふうに考えておられますか、そこ辺あたりは。

**○山内中山間・地域政策課長** 今、委員おっしゃるとおり、まさしく中山間・地域政策課長を拝命いたしまして、町村に出かけていきますと、本当にそのとおりでなというふうに考えております。でも、じゃ具体的に事業をやっているかといけないわけですし、その中では、先ほどの資料を見ていただきたいと思うんですけども、22年度の、12ページになります。当然農業、林業というのは基幹でありますから、そこは当然のごとくなんですけれども、先ほど説明しました新たな産業の創出という(3)のところなんですけれども、例えば具体の事業としては、金額は小さいんですけども、これは中山間地域雇用創出支援事業と言いまして、これは実際、私のところで所管をしております。地元の地域資源を生かして、コミュニティービジネスとかそういう形をするもので、これはどちらかといいますと、雇用と言いましても従来は1,000円ぐらいしか所得がなかったんですけど、来た人から1,500円ずついただくとか、それぐらい非常に小遣い稼ぎと言われると恐縮かもしれませんが、少しでも所得を上げるような、そう

いうものに対して支援をしていく。そして、その下の中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業は、今年度の新規事業として、緊急雇用の関係でございますけれども、中山間地域を中心に新たに雇用を生み出す事業に対していろいろ提案をしていただいて、採択をされ、1次募集をして、今2次募集を、4月のたしか30日で締め切ったというふうに考えておりますけど、そういう形で少しでも、わずかかもしれませんが、一歩ずつ前に進めていきたいと、そういう形で進めているところであります。

**○緒嶋委員** この雇用創出緊急対策、これはそういう地域が積極的に行動しなければ、なかなか雇用にはつながらんわけですね。そういうことで、地域の自主的な目覚めというか、そういうところは、かなりこういうふうな前向きな姿勢がそういう政策に結びついておるといのは大変いいことだと思うんですけども、全体から見れば、これも緊急的なものだから、継続的な事業じゃないわけですよ。やっぱりあらゆる意味で継続的に対策を立てていかなければ、なかなかそれでも容易ではないわけですので、このあたりを政策的にどう継続的な中で頑張っていくか。だから、西臼杵でも、五ヶ瀬町の桑野内地区なんか交流事業、日之影もですが、それと高千穂も、主なところはそういうことであるいろいろな動きをしているわけで、こういう自主的な地域のやる気というか意欲をどう引き出していくかというのも、これは市町村が中心で、県はそれに支援するというようなことで、市町村の行政取り組みとの連携の中で地域活性化を強めていかなければ、私はなかなか前向きな本当の対策の実は上がってこんのじゃないか、部分的なところはそれなりに対応できるけど、全体的に見た場合、そういう中山間地域対策が成

功しているかどうかということになると、これは容易ではないというふうに思いますので、今後はそこ辺の連携も含めながら、我々も研究していかないかのじゃないかなというふうに思いを持っておるところですが、こういう芽生えはかなりあると思うんですけども、課長はどんなふうにそこ辺を考えておられるのか。

**○山内中山間・地域政策課長** おっしゃるように、本当に芽生えがあって、非常に頼もしいというふうに思っています。そこで、じゃ私たちはそれをどう支援していくかということで、今回、中山間・地域政策課に課として昇格をさせていただき、課長補佐も専任の課長補佐をつくっていただき、体制が整備されたところで、具体的に職員を町村ごとに担当を張りつけました。もちろん全員が1つの町村というわけにはいきませんが、そういう形で町村と十分話し合っているように、そしてそれを実は5月の先週金曜日に、市町村の担当課長さん、企画が中心でございますけれども、そこに御紹介をして、今後、より一緒に考えていきたいという形で支援できる体制をつくっていかうとしております。頑張っていきたいと思っております。以上です。

**○緒嶋委員** それともう1つは、県からそれぞれ3町村に派遣しておられます職員が、地域に溶け込んで物すごく頑張っておられるわけですね。そういうやはり県が市町村に刺激を与えるというか、そら職員にもよりけりかもしれませんが、そういう動きの中で目覚めさせるというか、地域の一員になって、例えて言うと、日之影町においで職員なんかは、消防団員にも入って地域の先頭で頑張っておられる。そうすると、そのことで地域の新しい新鮮な息吹というか、そういうものをほうふつとさせるようなものが

出てきておるわけですね。その職員に対しては、各地域、町内から声がかかってくる。それから、その職員がまたそこで、あらゆる意味では火をつけて、そこでみんなが元気でやろうというようなムードづくりに一役買っておると、私はそういうふうに見ておるんですけども、やっぱりそういう動きを県が支援するというのが、一つの市町村との連携の中で、今後ますます必要ではないかなという気がするんですけども、部長、そういう面をちょっと見られて、そのあたりはどうですかね。

**○山下県民政策部長** 私も3人の職員が、まだ現場を見たところは2人しか見ていないんですが、もう1人まだ見残しているんですけども、それぞれ地域に溶け込んで、大変、ある意味、腰を据えてやっているし、頼もしく思いました。それぞれの派遣先の町村においても、大変頼りにされているという状況がございます。たしかこととして、今年度2年目になるんですが、今後やはり同じような形で継続していくかということについては、またよく内部で協議したいと思いますが、非常に町村にとっては歓迎される取り組みであるというふうに思っております。

**○高橋委員** 情報通信網の関係でお尋ねしますが、中山間地にいるから新たな負担があるということは、やっぱりこれは不公平だと思うので、地デジの関係でお尋ねするんですけど、いわゆるここに、9ページにもあるように、難視聴世帯、かなり解消されてきました。いわゆる難視聴世帯の解消ばかりが話題になって、その裏には負担が伴っていることを私たちもちょっと見落としていまして、私も地元で回りましたところ、共聴アンテナの方で「新たに負担があるんですよ」ということをおっしゃるんですよ。「あなたは地デジにしてくれと頼みましたか」、これ

は国策ですから、一方的に変えられたわけですよ。だから、「負担が来るのはおかしいよね」ということで地元の方もおっしゃったわけで、まず具体的にどの程度の負担が必要なのか教えていただけませんか。

**○金丸情報政策課長** 地デジに関してですが、これは国の政策の基本として、国民にひとしく最低3万5,000円は負担いただきますという考え方でございます。これはなぜかといいますと、都市部ではすべてVHF放送を受信しております。本県で言えば、NHKとMRTです。UMKはUHF放送ですが、地デジの場合はUHF放送になりますので、それに変換するために、アンテナの代金、それから取り付け工事費、これが大体平均で3万5,000円かかりますので、3万5,000円は負担をお願いしたいというのが国の考え方の基本でございます。その中で、本県はUMKがUHFでやっていますので、そういう負担はないんですが、委員がおっしゃったように、共聴施設で受信しているところについて、地デジになったことによって共聴施設を、その共聴アンテナを動かさないといかんと、動かさないを受信できないとかいうようなところが出てきております。それは今、NHKにお願いして、個別に各組合からNHKに調査を委託していただいて、これは無料でございますけれども、その結果に基づいて、いろいろ対策を講じていただいているところでございます。これに対しましては、協調施設の改修に関する補助もあるんですが、1世帯当たりの負担が多額になる場合につきましては、10万円を限度としてNHKがそれぞれ支援をしているところでございまして、他県では非常に送信側の対策がうまくいっていないということもあって、1世帯当たり数十万とか、下手すりゃ100万からというような事

例もあるというふうに聞いていますが、本県ではそういう多額の事例があるというところは、今のところは聞いておりません。ただ、今申し上げましたように、実際に47予定されている中継局のうち31がもう建ちまして、それに基づく受信ができるかどうかということを現地で調査しておりますので、その調査結果を踏まえた協議が続いているところですので、その辺を注視しながら、所要の支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**○高橋委員** 私もちよっと調べましたら、関東はVHFが主流、VHFらしくて、あそこはUHFに変えないかんから、3万5,000円ぐらいかかるんだという根拠らしいですが、それはそれで関東の人たち、頑張らないかんですよ、負担させてくれるなど。例えば宮崎県内でも、例えばうちはテレビを変えればいいんですよ。うちも山間ですけども、テレビをかえれば映りますが、テレビを変えた上に3万5,000円新たに払わないかん人たちがいるということですよ。それを了とするかどうか、私は了としないですよ。これはやっぱり国策でやったわけですから、国がしっかりと財政に伴うものは負担をすべきだというふうに、ここにも書いてありますよね、財政措置の要望を行うということで。だから、課長の説明でいくと、ひとしく3万5,000円の負担は生じるんだよということが認知されているかどうかですよ、国民に、県民に。ここはいかがなものかなと思うんですよ。

**○金丸情報政策課長** 国の言い方でございまして、それは東京では確かに全部がVHF放送ですので、そうなるかもしれませんが、地方では既にUHF放送をやっていますので、そこは関係ないということも申し上げてはきております。それから、全国の46都道府県で、地デジ対策検

討会というのを結成しております、そこで国に対していろいろ意見を言っているところでございます。委員おっしゃるように、これは一番の大きなねらいというのは、電波が非常に窮屈になってきたと、特に携帯電話に振り向ける電波がなくなってきたために、地デジにすることによって電波帯をあけるということが一番大きな目的、それからあわせて高質なサービスをやらんだということで、国策でございますので、これは基本的に国の責任でやるべきということとをずっと全国、全都道府県とともに強調しているところでございますけれども、現実問題としては、送信側対策、放送局側の対策が十分でないところがあって、委員がおっしゃったような本県においても事例が出てきているというのはありますので、NHKの10万円の支援を受けて、あとどの程度の負担が出るのかということをもうちょっと見ていく必要があるかなというふうに思っております。

**○高橋委員** もう最後にしますが、何回も言いますが、本県内でも3万5,000円を出す人と出さない人がいるということですよ。3万5,000円出す人は、いわゆる中山間地の人たちなんです。中にはビルの谷間もいらっしゃるかもしれませんが、そこはやっぱり解消すべきだろうし、聞きますと、市町村は申しわけないけど頑張っているみたいなんですよ。出していますよ、出しているらしいですわ。県は出していないんですよ。なぜ出さないか。それは、さっきから課長がおっしゃっている、国の政策だから国が負担すべきだということで説明をされているというふうに聞いているので、やっぱりこれは何とか、私は関東はどんげでんいいですわ。本県が公平に地デジが見られるようにやっていただきたいという努力をしてください。

**○金丸情報政策課長** 今、委員からおっしゃった件は、私どもも逆に国に対して苦情を申し上げております。県を飛び越して個別の市町村に「支援をやりなさい」と、「困るのはあなたたちですよ」みたいなことを言っているものですから、「必ず県を通して言ってくれ」と、「これは基本的に国策じゃないか」ということで、国と放送事業者の責任においてやるべきという方針は貫くべきということで、去年の総会でも国のほうはそれは認めております。ただ、本県の場合でいいますと、まだ具体的にどれぐらいというのが、終わったところもありますけれども、決まっていないところもありますので、いずれにしても大きな負担とならないように、国の施策の充実、特にNHKが去年までと比較すると、さらに支援を、国にかわって支援をしているというような感じがするんですが、その充実が図られてきていますので、そういったものの活用というのを進めて、それであと大きな負担となるところについては、また国と協議をしたいというふうに考えております。

**○坂口委員** そのこのところの整理はちょっと違うと思うんですよ。やっぱり今度の口蹄疫と一緒に、僕は電波法の欠陥と思うんですよ。電波法では、「電波の型式、もしくは割り当て周波数の変更を起こしたときは、かかる経費に対して国は補助をすることができる」というのと、「予算の範囲内において」という、いいかげんな法律なんです。これは、電波の型式とか周波数の変更というのは、免許、だから無線局の設置者と今度は国ですね、免許人、この関係で、免許人の一方的な理由によってアナログをデジタルにというやつでしょう。完全に電波の周波数帯もどんどん移行する。そして型式も変えていく。で、あいたところの目的がやむにやまれ

ぬ事情じゃないんですよ。膨大な周波数帯域を残して、そこを試験をやろうとか、宇宙天文学的な分野に割り当てていこうとか、これから先のために、まずおまえが手を出すなどというところを目的なくやったわけですよ。電波法のまず前文か1条か知らんですけど、電波というのは公共の利益ですよ。有限資源なんですよ、無限じゃなくて。そういうことをやったんだから、都道府県の意見、要望を言っているじゃなくて、やっぱりこれは絶対やらせるべきですよ。放送局に対しては、国からの支援は行っているはずですよ、送信設備なんかには。受信設備、これはわからないですよ。わからないけれども、放送局、特にVHFを使っているところ、こころに対しては、絶対助成金が行かなきゃ簡単にのまないですよ。それから、たくさんの大学でもどこでも、いろんな周波数割り当てを持っていますよ。そういったところと公平に扱わなきゃ、だから法律がだめなんだ。「総務大臣は免許人に対して、無線設備の設置者に対して補助することができる」となっているんですよ、法律は。「予算の範囲内において」というのが最後に付いているんです。こころから改めていかないと、こんな間違いが起こるんです。こころのところは、ぜひどれぐらい、課長、中身を今、全国知事会でしょうか、都道府県何会でしょうか、そこが国にどう具体的にやっているのか、ただ金くれ金くれなのか、そこはどうなんですか。

**○金丸情報政策課長** この問題、1つは今委員がおっしゃった電波法があるんですが、もう1つは放送法がありまして、NHKは全世帯への視聴を義務づけられております。また、民間放送事業者は努力規定になっておりますので、この放送法に基づく義務をきちんと果たすべきだと、それに対してまた国もきちんと支援すべき

だというのが、私たち46——愛知県を除きますけど——の都道府県で構成する検討会の基本的な考え方でありまして。それを例のリーマンショック後の景気低迷で、放送局、特に民法が非常に厳しい経営状況にあるからということで、送信側対策が不十分なところが結構出てきております。本県におきましては、他県と比べると放送局側で中継局を建てていただいたりということで頑張っていたらいいんですけども、そういったところ、最大の努力をしていただきたい。特に一番問題になっていますのは、10世帯未満のところは送信側ではできないから、受信側でやってくれ、自治体でやってくれというような言い方がたまに出てきますので、そういうのはおかしいじゃないかということで、国の責任できちんとやるべきだということで、まだいろいろやりとりをやっているというのが現状でございます。

**○坂口委員** ぜひそこはやっぱり強く、強くどうか、必ずそれはやらせるべきだと僕は思うんですね。そして、今NHKは当然どこにいても電波を届けなきゃだめなわけなんですけれども、受信者側にしたら既得権益なんですよ、今映っているところは。既得権益を免許人側の都合によって取り上げると言うちょっと語弊があるかもわからないけど、権利を喪失してしまうわけですよ。そこにちゃんと対応すべき電波法というものはあるんですね。変えられるときも、それは何の理由が要る。理由は先ほど言った、これから先、何らかで、やっぱり競争に勝っていないじゃないかとか煩雑になったじゃないかということで、そこはそれでいいとして、国策として、やっぱりこの金の負担というものは、しっかり法の精神に忠実に、予算の範囲内というのは、これだけしか金がないからこれだけだよと

いう運用でしょうけど、範囲をこれだけにしなきゃ足りないよという対応が僕は必要と思うんですよ、まず総務省として。これはぜひ訴えていってほしいというのが1つと、今まず中継局をつくる前に空中線の試験を当然やるんですけど、そしてまた、47の中30幾つを建ち上げて、実際、今度は実用電波を出しながら見ていくんですけど、やっぱり想定しないといけないのは、アナログからデジタルへということになると、物すごく今宣伝しているのは、画像が鮮明になりますよ、鮮明になりますよという宣伝はやられているけど、今辛うじて映っているところが映らなくなる可能性が出てくるんですね。音から何からすべてをセットで二進法で乗っけているわけですから、だから、その中から音が抜ける、色が抜けるとしたら、その電波はそこで用をなさなくなる可能性が高いんですよ。電波の質が違うんです。だから、新たなまた難視聴域が出てきたときにはどう対応してもらうのかとか、試験電波、事前に義務づけられている電波伝播の試験ですか、これと違う結果が僕は出てくるんじゃないかと。そして、視聴者は画像がきれいになることばかり思っているんですよ。今ちらつきながらもがさがさ、例えば南日本放送がようやく入ってくる地域とかは、これはもう入らなくなる可能性がその電波の性格上あると思うんですね。だから、普及していった後こういう問題が発生することなんかも、僕は素人だからわからんけど、専門的に分析されて、次の手を打っておかないと、また新たな負担が出てきますよ。これは要望でいいです。

○金丸情報政策課長 発言訂正をさせていただきます。先ほど愛知県と申し上げましたが、入っていないのは神奈川県だけでした。済みません。

○黒木正一議員 宮崎県は重点施策ということ

で、中山間地域に対してかなり力を入れていただいておりますと思うんですけども、全体的な事業を見て考えるときに、集落の基本調査なんか見てもわかりますし、いろんな将来の統計を見ても、将来的に人口は減っていくと、維持していくというのは非常に容易なことではないというふうに思うんです。そういうときに、どういう政策を打っていくかということで、今の対策、いろんな対策を打っていただいておりますけれども、その中に例えば1つ挙げれば、植栽未済地対策とか、これは宮崎県は非常に未済地が全国的に面積も広いし、これは対策を打たなければいけないということも当然わかるんですけども、どちらかというところと一生懸命まじめにやる人対策と、それといわば植栽未済地というのはどっちかというところとほったらかしている人、そういう対策に力を入れて、本当にまじめにやる人の対策というものを今後重点的に打っていかないと、人は本当にいなくなってしまうと、そういう気が最近するものですから、今後の中山間地対策としては、本当にまじめな人が生きていく対策を重点的に打っていくべきではないかということをつくづく感じております。これは質問ではないんですけども、そういうふうにしていかないと、例えば鳥獣害対策についても、今年度は昨年からすると非常に大きく予算額は伸びておりますけれども、実際ずっと予算の中身を眺めておりますと、1つは緊急雇用対策と申しますか、そういった部分も入っております、本当にこれで例えば鳥獣害対策が進歩するのかどうかといえば、そういう対策をする人の対策にはなるけれども、本当に鳥獣害を減らす対策になるのかなというところも少し心配もあるわけですし、将来的に計画的に、年度計画と申しますか、何年後に何十%減らしましょうと

いう計画があるようですけれども、果たしてそうなるのかどうかということは、もう少しこの事業を進めていく中でないとちょっとわからない面があるものですから、本当に実効が上がるような対策というものを、もっと現場ともう少しこの状況を見ながら進めていく必要があるのではないかというふうに今考えております。といいますのは、この事業の内容で、例えば去年は特定捕獲というのがあって、それである程度頭数をふやしていったけれども、今回はそれが減って、結局対策を進める人対策になっているんじゃないかなというところもあるものですから、その辺のところをもう少し現場としっかり対応を考えながら進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。これは質問ではありませんけれども。

**○前屋敷副委員長** 質問ではないんですけど、感想です。いろいろ御説明いただいたんですけど、この調査結果の中で、「今後の居住意向について」というところで、住み続けたいと、今後10年間の範囲の程度ですけど、70.6%の方々が今の環境も含めて住み続けたいという結果が出ていることに、私は何かほっとしたような気持ちになったんですね。ですから、こういう方々をどう支援をして、先ほどから出ていますが、所得もしっかり保障できるような働く場、収入の場をいかにつくっていくかということが、そこにいらっしゃる方々も含めて一緒に県民的な課題で考えていく、そういう問題だろうなということを改めてこの調査結果から見て感じたところでした。特に中山間地域が多い宮崎にとっては、やはり大きな課題であることは、これまでかなり努力もしてきた点ですけども、さらに一層力を入れていくべき課題だなということを改めて痛感しましたので、この委員会にお

いても、これから1年間、もっと状況もしっかり把握しながら、私どもも頑張っていきたいなというふうに思いました。以上です。

**○宮原委員長** ほかにございませんか。それではないようですので、私のほうから2～3質問させていただきたいと思っておりますので、ここで委員長を交代します。済みませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。というのが、今回この中山間地域振興対策特別委員会を最初に開くに当たって、最新のデータを出していただいて、その中で御説明をいただきたいということだったんですが、13ページで説明がありましたように、最新のデータというのが19年の8月ということになりますと、約3年近く前のデータということになるんじゃないかなというふうに思っておりますが、今回宮崎県の総合計画の中で、部門別の計画でもあります宮崎県過疎地域振興計画を改定するという話にもなっているようではありますが、こういったものを改定するに当たっては、やはりもっと新しいデータをもとに改定ということになるのかなというふうに思っているんですが、このあたりについて、データがちょっと古いのかなというふうな感じもするんですけど、このあたりについては、どういうお考えを持っておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

**○山内中山間・地域政策課長** データが平成19年、確かにいろんな考え方があると思っております。実は冒頭申し上げましたように、いわゆる過疎法、ことしの3月によりやく延長という形で成立されまして、6年間の延長ということなんです。その中で、実は県としては、過疎の計画、市町村も同じなんですけれども、つくることになります。そこには当然、いわゆる高齢化率でありますとか人口でありますとか、そういうところ



は直近のデータを使って計画をつくるということになると思います。ここで言ういわゆる意識調査、意識というのはなかなか、やっぱりすぐすぐ変わるものではないのかなというふうには思っておりますけど、最近、直近のデータは、過疎計画をつくる上では、過疎地域のみが対象にはなりますけれども、そういうデータは集積できるというふうに思っております。それから、今年度、国勢調査の年次でもありますので、全体的な市町村の状況につきましては、その結果を見て把握できるのではないかとこのように考えております。以上です。

**○宮原委員長** 次に、中山間地域の地域の指定ということで、先ほども説明はあったんですが、先ほどの説明では、中山間地域の地域指定の考え方は、統一的な指定ということではなくて、各種の中山間地域対策を実施する際、個々の施策の対象とする地域を個々具体的に定めること等、先ほど説明があったというふうに思っておりますが、何かあいまいな状況がありますので、各課が連携した中で中山間地域の支援が行われていかないように感じるものですから、具体的に言うと、平成19年度の特別委員会の報告書の中で、今後、県が本腰を据えて中山間地域の振興に取り組んでいくのであれば、具体的に地域の指定を行うことが必要不可欠であると指摘をした経緯が報告書の中にあるようですので、このあたりについて、具体的にそのエリアを明確にするということも必要ではないのかなというふうに思っているんですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

**○山内中山間・地域政策課長** これにつきましては、先ほど説明をしたところですが、基本的には地域振興5法というのを基本にします。定義としてもそうしているんですけども、

それから、地理的条件に加え、生産・経済的条件が不利でといった場合に、具体的なイメージとしましては、例えばある事業をするときに、こちらの山側は対象になるけど隣の裏側は対象にならないと、地域指定をすると当然そういうことが出てくると思います。そこは各県ともほとんどの県で余り地域指定、びしっと定めてなくて、事業ごとに例えば隣接する地域、例えば宮崎県でいきますと、一番なじみがあるのは多分直払い制度かなというふうに思っておりますけれども、これは法律でまず地域振興5法があって、そしてあと、国のほうとしては、知事が特別に認める地域というのがあります。宮崎県としては、それに、先ほど地域でちょっと説明をしましたが、農林統計上の分類の中間農業地域と山間農業地域を加えております。プラス、地域振興5法の隣接農用地というような決め方をしております。それはそれなりに、いろんなまず地域があって、田んぼがあって、田んぼの傾斜等もあるんでしょうけど、そういうふうにして事業ごとに定めたほうが、だからいろんなお考えがあるとは思いますが、事業ごとに定めたほうがある面では救いやすいのではないかなというふうに今のところは考えております。

**○宮原委員長** 最後に、中山間地の振興ということでの体制という形で担当課ができたということで、大変すばらしい結果になっているというふうに思います。県の姿勢がそれだけ中山間地の振興ということを考えているということは評価できるというふうに思っているんですが、担当課がリーダーシップを発揮しながら総合的に、先ほど言いましたように、中山間地域の振興を統括していく必要が十分あるというふうには思っているんですが、県の中山間地域振興の方針とか戦略を初め、具体的な数値目標を定め

たような総合的な計画というものが何か策定されていいんじゃないかというふうに思っているものですから、先ほどありましたように、過疎地域のみを対象とした形での過疎地域振興計画というのはあるわけですけど、中山間地域に係るようなそういった総合的な計画というのがないわけですから、そういったことについてはどのような考えを持っておられるのかお聞かせいただけませんか。

**○山内中山間・地域政策課長** まず、全体的な体系としては、今説明を申し上げました7ページ以下で、よその県は例えば具体的にそういう計画をつくっているところもありますけれども、現状と課題に対応して、それに対策を打つということで、この体系が1つあるのかなど。それに、今おっしゃいました数値目標につきましては、戦略工程表を別途つくってございまして、これは県全体のですけれども、重点施策ということで、中山間地域振興対策について、項目を別にせずと数値目標は定めております。そういうようなことで、今、充足しているのかなというふうには考えております。

**○宮原委員長** ありがとうございます。それでは、委員長を交代させていただきます。

ほかに質問はございませんか。それでは、ほかにないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時13分再開

**○宮原委員長** それでは、委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果

につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

協議事項(1)の「委員長の調査事項について」であります。

お手元に配付の資料1をごらんください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時議会で議決されたところでありますが、2の調査事項(1)から(3)は、特別委員会設置に当たり、各会派から出された要望を取りまとめたものでございます。

この調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することとなっております。御協議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、(1)中山間地域の実態に関すること、(2)都市部との格差是正に関すること、(3)中山間地域の活性化に関することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○宮原委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項(2)の「委員会の調査活動計画について」であります。

活動方針(案)につきましては、資料1の3のとおりであります。

活動計画につきましては、資料2をごらんください。これにつきましては、当委員会に付託されました調査事項や委員長会議の結果を考慮して、調査活動計画(案)を作成しました。

これらの案について、何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

**○緒嶋委員** 県内調査なんかは、口蹄疫との絡みの中で、具体的にこういう計画どおりに実行できるものかどうか、ちょっとそのあたりをどう考えておられるか。

○宮原委員長 ちょうどきょう委員長会議がありまして、常任委員会の県内調査は一応延期をするということになりましたが、特別委員会の調査につきましては、ちょっと時期が先になりますので、そのときの状況を見ながら、委員長会議なり開催された場合は、皆様方にまた御相談をしなければならないかというふうには思っておりますので、とりあえずのところは、日程だけこれで入れさせて、今のところ延期ということではありませんので、これで入れさせていただきたいと思います。状況は変わるかと思いますが、こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この案のとおり、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項(3)の「県内調査について」であります。

資料2をごらんください。

先ほど話がありましたが、7月26日から27日に県北調査、8月24日から25日に県南調査を計画いたしております。

先ほど決定しました調査事項を踏まえて、県北調査、県南調査の調査先につきまして、御意見がありましたらお願ひいたしたいと思ひます。何かございますか。

○押川委員 西都、西米良は、県北、県南調査のどちらに入るかちょっと私もわかりませんが、5月3日に山菜まつりというのが実は西米良村で開催されました。これは村長をはじめ、交流人口の拡大を図るということで、人吉を圏内に入れると10万人ぐらいになるわけであ

りますけれども、このような圏内規模で行われています。もちろん西都、宮崎まで入ります。恐らく今あそこの人口が1,000人ちょっとですから、10倍以上からまだその上でしょうかね、1日1万5,000から2万ぐらいの人出があったということでもあります。そういう意味では、今いきいき集落あたりを県は取り組んでいますけれども、見に行くにはいいのではないかと思います。交流人口を図りながら、地場産品も結構販売し、そういう加工施設もつくりながら、若い人たちが結構帰ってきているんですよ。できれば、場所等がほかにあれば別でありますけれども、参考になるし、生き生きしている集落あるいは地域じゃないのかなという感じがしますから、できれば御検討の材料なんかのひとつ入れていただければありがたいかなと思います。結構活気があります。

○緒嶋委員 1泊2日という中では、なかなか中山間地は宮崎から時間がかかるということで、調査箇所というのが限られるわけですね。それと、常任委員会の21年度の調査を見ると、沿海部というか、中山間地のほうに足を運んだというのがほとんどないぐらい、1泊2日の日程の行程の中で。だけど、こういう中山間地の場合は、やっぱり必要があれば、特別に1泊2日、また別な1泊2日にするとかいうこともある程度あっていいんじゃないかなという気がするんですけどね、このスケジュールどおりというか。今言われたように、西米良に行けば、恐らくそこで椎葉まで足を延ばして帰ったら終わりぐらいのことで、場合によっては2泊3日ぐらいの日程なら中山間地が、西米良に泊まって、椎葉とか五ヶ瀬に泊まるとか高千穂でもいいんですが、それぐらいのコースもできるから、もうちょっと、1泊2日なら西米良に行けばそこで、

あんまりそれ以外のところは足を運べんのじゃないかなという気がするわけですよ、日程・行程、距離的なものを含めて。そこ辺を含めて、ある程度、臨機応変的なものもあっていいんじゃないかというような。

○宮原委員長 それでは、ここでちょっと暫時休憩をさせていただきます。

午後 2 時18分休憩

それでは、ないようですので、次の委員会は、6月定例会中、事務局案では6月21日月曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時22分閉会

---

午後 2 時20分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま、押川委員、そして緒嶋委員のほうから御意見をいただきましたので、ただいまの御意見も参考にさせていただきますながら、日程を調整していきたいと思ひます。

なお、調査先との調整などについては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次に、先ほど協議していただきました調査事項を踏まえて、次回の委員会の執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

それでは、特にないようですので、次の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（5）の「その他」で何かございませんか。